

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年6月16日（令和7年（行個）諮問第156号ないし同第163号）

答申日：令和7年11月14日（令和7年度（行個）答申第136号ないし同第143号）

事件名：本人がした再審査請求事案に関して労働保険審査会が保有する文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

本人がした再審査請求事案に関して労働保険審査会が保有する文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

本人がした再審査請求事案に関して労働保険審査会が保有する文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

本人がした再審査請求事案に関して労働保険審査会が保有する文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

本人がした再審査請求事案に関して労働保険審査会が保有する文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

本人がした再審査請求事案に関して労働保険審査会が保有する文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

本人がした再審査請求事案に関して労働保険審査会が保有する文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

本人がした再審査請求事案に関して労働保険審査会が保有する文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した各決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和7年2月3日付け厚生労働省発基0203第3号ないし同第10号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分8」といい、併せて「原処分」という。）に

ついて、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

ア 特定年月日 A 決定 特定年月日 B 受取 特定事件番号 A は、私印公印が省略されていた。

今回の開示の書類は、私印 3 コ、公印 1 コが押印されている。決定年月日も手書きになっている。

他の裁決書も受取時は、私印、公印なし。

労働保険審査会に質問したが、「質問禁止」のため、返事をもらえなかった。

イ 審査請求人が労働保険審査会に郵送した書類

労働保険審査会の封筒で審査請求人宛に郵送した書類

の開示を希望したが、希望していない書類が大量に入っているが、審査請求人が希望した書類は入っていない。「特定事件番号 B、特定事件番号 C 期限切れ」の裁決書など。

R 7. 2. 1 5 連絡済

(2) 意見書 1

R 6. 1 1 ~ R 7. 1

労働保険審査会は開示請求の実績がこれまで一度もないとのことなので、受付と何度も話し合った結果、「文書は事件番号ごとにひとまとめにして管理してあるので全部ある」と返事有。

審査請求人は「私が労働保険審査会に郵送した書類と、※労働保険審査会の封筒で私宛に郵送してくれた書類すべての開示を希望。」後者※は、特定年月 A 第 1 回と特定年月 B 第 2 回の事件番号 8 件分の裁決書が該当すると言われ、期限切れと書いた裁決書が何通か郵送されたので、その裁決書も開示を希望。

R 7. 2

開示請求で郵送された文書は、第 1 回に関して言えば、保険審査会から特定労働局 A に対して特定個人が関係文書の取り寄せを求める決裁と、保険審査会から特定労働局に対して特定個人が 4 件に分離したいので許可を求める決裁と、保険審査会から特定労働局 B に対して特定個人が 1 件だけ審理をしたいので許可を求める決裁文書のみ。

審査請求人の希望は全部まとめてすべて審理を通して欲しい。特定労働局 B からも全部まとめてすべて審理を通してもらって下さいと指導有。保険審査会に連絡したが「ここではわからない」「連絡先もわからない」と言われ文書で連絡。

特定個人は特定労働局 A を退職した人と同一人物かどうかまではわからない。

保険審査会に「希望した文書ではないので、希望した文書のみを郵送して欲しい。郵送された文書は希望した文書とは品違いのため、着払いで返品したい。」と書面で郵送。2週間、音信不通のため、開示請求の不服申立をした。その後、大量に書類が差し替わっていた。

受付と発送文書の準備をした人との間で、何らかの連絡の不備があったためと思われる。または、保険審査会の組織が大きいため、連絡・伝言等がうまく出来なかったためと思われる。

保険審査会から特定労働局Aや特定労働局Bに対する決裁文書は不要。

R 7. 1、既に関示請求の費用と送料は支払っているため、手許の希望してない文書を着払いで返品するので希望の書類のみ郵送して欲しい。

保険審査会の組織が大きいので、郵送した裁決書と郵送してない裁決書、どの事件番号なのか把握出来てない。同じ事件番号で何度か、内容の違う裁決書を別人が重複して書いて郵送している場合もある。裁決書が途中まで作成され、未完成のまま郵送された裁決書もある。

訴訟相手、訴訟期限などがわからないと電話連絡があった裁決書もあるし、記載のない裁決書もある。

開示文書の郵送が面倒くさければ、特定年月日C第4回審理後、特定年月Dからすべてまとめて1通の裁決書として郵送してもらえば良い。

(3) 意見書2 (意見書1と概ね同じ内容であるため、略)

(4) 意見書3 (略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和6年11月1日付け(同月5日受付)で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、本件請求保有個人情報に係る開示請求をした。

(2) これに対し、処分庁が、令和7年2月3日付け厚生労働省発基0203第3号ないし同第10号により各全部開示決定(原処分)をしたところ、審査請求人がこれを不服として、同年3月3日付け(同月7日受付)で本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が再審査請求人として特定年月日に再審査請求を行った事案に関し、労働保険審査会が保有する書類一式に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報である。

(2) 原処分保有個人情報非該当部分について

原処分1の文書13並びに原処分6の文書10及び文書11の審査請

求人以外の個人に関する情報等について「非該当」とした。

(3) 原処分の妥当性について

審査請求人が再審査請求人として特定年月日に再審査請求を行った事案に関し、保有個人情報として開示した行政文書以外に、審査請求人が主張する審査請求人が再審査請求人として同審査会に提出した書面、及び同審査会が請求人に送付した書面の有無について、同審査会担当者に確認したところ、保有個人情報として開示した文書が全てであり、他の文書は存在しない旨の回答があった。そうすると、原処分は妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は本件審査請求書において、要旨、「審査請求人が再審査請求人として同審査会に提出した書面、及び同審査会が請求人に送付した書面のみの開示請求である。また、審査請求人が希望した書類が入っていない。」旨を主張するが、原処分の妥当性は上記(3)で述べたとおりであるため、審査請求人の主張には理由がない。

4 結論

よって、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| ① 令和7年6月16日 | 諮問の受理（令和7年（行個）諮問第156号ないし同第163号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同年7月22日 | 審査請求人から意見書1を収受（同上） |
| ④ 同年9月2日 | 審査請求人から意見書2を収受（同上） |
| ⑤ 同月9日 | 審査請求人から意見書3を収受（同上） |
| ⑥ 同年10月27日 | 審議（同上） |
| ⑦ 同年11月7日 | 令和7年（行個）諮問第156号ないし同第163号の併合及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、開示を希望した書類が入っていない等として原処分の取消し等を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 審査請求人は、審査請求人が労働保険審査会に郵送した書類及び労

働保険審査会が封筒で審査請求人宛に郵送した書類の開示を希望したが、希望した書類が入っていない旨主張する。

- (2) これに対し、諮問庁は、上記第3の3において、本件対象保有個人情報、審査請求人が再審査請求人として再審査請求を行った事案に関し、労働保険審査会が保有する書類一式に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報であり、同審査会担当者に確認したところ、他の文書は存在しない旨の回答があった旨説明する。

- (3) 以上について検討する。

当審査会において、本件に係る開示実施文書に記録された保有個人情報を確認したところ、本件対象保有個人情報は、審査請求人が行った再審査請求に係る8つの事案に関する事案ごとの関係文書であると認められる。そこで、それぞれの事案ごとにみても、いずれも各事案に係る審査請求人が労働保険審査会に提出した再審査請求書、当該請求に関して作成又は審査請求人から提出された審理に関する文書、その審理の結果としての裁決書、当該裁決書を審査請求人に送付する際に作成された文書等、各事案に係る一連の文書であると認められる。また、他の文書は存在しないとする諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められない。そうすると、厚生労働省において、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した各決定については、厚生労働省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

1 本件請求保有個人情報記録された文書

特定年月日の特定の事故に関して、私の郵送した書類、労働保険審査会が作成した書類すべて。

2 本件対象保有個人情報記録された文書（日付等は略）

（1）原処分1（特定事件番号A関係）

- 文書1 「労働保険再審査請求書の受付について（通知）」
- 文書2 「労働保険再審査請求に係る関係資料の送付依頼について」
- 文書3 「労働保険再審査請求書の補正について」
- 文書4 「労働保険再審査請求書の補正書」提出時の封筒
- 文書5 「労働保険再審査請求事件の分離について」
- 文書6 「受理通知及び審査関係書類の送付依頼について（第1合議体）」
- 文書7 「労働保険再審査請求の分離について（通知）」に請求人が加筆したもの」提出時の封筒
- 文書8 「再審査請求に係る意見書及び証拠資料の提出について」
- 文書9 「再審査請求に係る意見書及び証拠資料の提出について」
- 文書10 「労働保険再審査請求がされたことの通知及び関係資料の送付依頼について（回報）」
- 文書11 「「お世話になります」から始まる書面」提出時の封筒
- 文書12 「「前回の質問に対する返事はまだ頂いていませんが」から始まる書面」と提出時の封筒
- 文書13 「審理の期日及び場所について（通知）（第1合議体審理）」（本人分）
- 文書14 「「事件番号A」から始まる書面」提出時の封筒
- 文書15 「委任状」
- 文書16 「再審査請求審理に係る委任状の提出について」と送付時の封筒
- 文書17 審査資料集（事件プリント）
- 文書18 審査資料集（事件プリント）原本
- 文書19 調書
- 文書20 裁決書の謄本及び写の送付について
- 文書21 裁決書
- 文書22 郵便物等配達証明書
- 文書23 「「特定事件番号A、特定事件番号C、特定事件番号Dに関して」から始まる書面」提出時の封筒
- 文書24 「書面の返戻」

(2) 原処分2 (特定事件番号B 関係)

- 文書1 「労働保険再審査請求書」と提出時の封筒
- 文書2 「労働保険再審査請求書の補正書」
- 文書3 「労働保険再審査請求事件の分離について」
- 文書4 「「労働保険再審査請求の分離について（通知）」に請求人が加筆したもの」
- 文書5 審査資料
- 文書6 裁決書の謄本及び写の送付について
- 文書7 裁決書
- 文書8 郵便物等配達証明書

(3) 原処分3 (特定事件番号C 関係)

- 文書1 「労働保険再審査請求書」と提出時の封筒
- 文書2 「労働保険再審査請求書の補正書」
- 文書3 「労働保険再審査請求事件の分離について」
- 文書4 「「労働保険再審査請求の分離について（通知）」に請求人が加筆したもの」
- 文書5 審査資料
- 文書6 裁決書の謄本及び写の送付について
- 文書7 裁決書
- 文書8 郵便物等配達証明書
- 文書9 「書面の返戻」
- 文書10 「書面の返戻」

(4) 原処分4 (特定事件番号D 関係)

- 文書1 「労働保険再審査請求書」と提出時の封筒
- 文書2 「労働保険再審査請求書の補正書」
- 文書3 「労働保険再審査請求事件の分離について」
- 文書4 「労働保険再審査請求の分離について（通知）」に請求人が加筆したもの」
- 文書5 審査資料
- 文書6 裁決書の謄本及び写の送付について
- 文書7 裁決書
- 文書8 郵便物等配達証明書
- 文書9 「書面の返戻」
- 文書10 「書面の返戻」

(5) 原処分5 (特定事件番号E 関係)

- 文書1 「労働保険再審査請求書」と提出時の封筒
- 文書2 「労働保険再審査請求に係る関係資料の送付依頼について」
- 文書3 「労働保険再審査請求書の受付について（通知）」

- 文書 4 「労働保険再審査請求の期間経過の理由について」
- 文書 5 「疎明理由申立書」
- 文書 6 審査資料
- 文書 7 裁決書の謄本及び写の送付について
- 文書 8 裁決書
- 文書 9 郵便物等配達証明書
- (6) 原処分 6 (特定事件番号 F 関係)
 - 文書 1 「労働保険再審査請求書」と提出時の封筒
 - 文書 2 「労働保険再審査請求に係る関係資料の送付依頼について」
 - 文書 3 「労働保険再審査請求書の受付について (通知)」
 - 文書 4 「労働保険再審査請求書の補正について」
 - 文書 5 「関係者に対する通知及び審査関係書類の送付依頼について (第 1 合議体)」
 - 文書 6 「労働保険再審査請求書の補正書」提出時の封筒
 - 文書 7 「再審査請求に係る意見書及び証拠資料の提出について」
 - 文書 8 「労働保険再審査請求がされたことの通知及び関係資料の送付依頼について (回報)」
 - 文書 9 「「特定事件番号 A に関して」から始まる文書」と提出時の封筒
 - 文書 10 「審理の期日及び場所について (通知) (第 1 合議体審理) (本人分)」
 - 文書 11 「審理の期日及び場所について (通知)」 (本人分)
 - 文書 12 「意見書・質問書」提出時の封筒
 - 文書 13 「再審査請求審理に係る委任状の提出について」
 - 文書 14 「委任状」
 - 文書 15 「審理に対する意見書」提出時の封筒
 - 文書 16 審査資料集 (事件プリント)
 - 文書 17 審査資料集 (事件プリント) 原本
 - 文書 18 調書
 - 文書 19 裁決書の謄本及び写の送付について
 - 文書 20 裁決書
 - 文書 21 郵便物等配達証明書
- (7) 原処分 7 (特定事件番号 G 関係)
 - 文書 1 「労働保険再審査請求書」と提出時の封筒
 - 文書 2 「労働保険再審査請求に係る関係資料の送付依頼について」
 - 文書 3 「労働保険再審査請求書の受付について (通知)」
 - 文書 4 「労働保険再審査請求事件の分離について」
 - 文書 5 審査資料

文書 6 裁決書の謄本及び写の送付について

文書 7 裁決書

文書 8 郵便物等配達証明書

(8) 原処分 8 (特定事件番号 H 関係)

文書 1 「労働保険再審査請求書」と提出時の封筒

文書 2 「労働保険再審査請求事件の分離について」

文書 3 審査資料

文書 4 裁決書の謄本及び写の送付について

文書 5 裁決書

文書 6 郵便物等配達証明書